

○財務省告示第七十二号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十二年四月十二日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

平成二十二年五月十三日

一 名称及び記号 国庫短期証券（第九十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
九

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非

九	八	七					六					五			
		口	イ				口	イ				口	イ		
振替単位	額最	行争非者特	国入	価格競争	払込金額	行争非者特	国入	価格競争	発行額	行争非者特	国入	価格競争	発行額	方募	入決定の
振替法の規定による振替口座簿	千円	札格第I	債市場	三兆二千五百六十九億七千九百		札格第I	債市場	三兆二千五百六十九億七千九百	円	札格第I	債市場	三兆二千五百六十九億七千九百	当てる。この	も申込みのうち応募額を順次割り	価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二					ロ		十 一	十 発
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 行	非 償 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日

平成 二十 二年 四月 十二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う。 そ の 翌 営 業 日 に	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 二 年 十 月 十 二 日			十 三 銭 八 厘	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	募 価 格	十 三 銭 七 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 二 年 四 月 十 二 日	す る。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金
---------------------------------	---	------------------	--	---	--	--	---	--	--	-----------------------	---	-------------	--	---	---	--	--